

私共資格第207号  
令和7年11月13日

学校法人等代表者 殿  
任意継続加入者 殿

日本私立学校振興・共済事業団  
理 事 長 福 原 紀 彦

### 被扶養者認定にかかる事務取扱について（通知）

平素から、私学事業団の共済業務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。標記の件について、被扶養者認定における事務取扱については、下記のとおり変更となりますのでお知らせします。

#### 1 変更内容

離職し雇用保険を受給予定の対象者については、①雇用保険離職票1、2の写し又は雇用保険受給資格者証の写し（表裏）又は雇用保険受給資格通知の写し（表裏）、②誓約書（雇用保険を受給予定の場合）（※裏面参照）の添付をお願いいたします。

現行	新
① 雇用保険離職票1、2の写し又は雇用保険受給資格者証の写し（表裏）又は雇用保険受給資格通知の写し（表裏）	① 雇用保険離職票1、2の写し又は雇用保険受給資格者証の写し（表裏）又は雇用保険受給資格通知の写し（表裏）
② 被扶養者取消申請書	② <u>誓約書（雇用保険を受給予定の場合）</u>
③ 誓約書・同意書（雇用保険の給付制限期間等のみ認定する場合）	※HPに掲載予定

※なお、被扶養者の認定後、対象者が収入限度額以上の雇用保険基本手当額を受給し、雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の交付を受ける際は、写しを「被扶養者取消申請書」に添付し提出ください。

#### 2 実施年月日

令和7年12月1日

＜内容等に関するお問い合わせ先＞

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部 資格課

☎03（3813）5321（代表）

【 裏 面 】

## 誓 約 書

給付制限期間の記載のある、雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の交付を受け、収入限度額以上の基本手当日額の受給を開始した時は、直ちに同証(通知)の写し及び「被扶養者取消申請書」を私学事業団あてに送付することを誓約いたします。

○○ 年 ○ 月 ○ 日

加入者等記号・番号 13A9999-99999

加入者氏名 私学 太郎

被扶養者氏名 私学 花子

日本私立学校振興・共済事業団理事長殿

2025.12